

第2編 高齢者福祉のあらし



高齢者福祉サービス

掲載している高齢者福祉サービスの問い合わせ・申し込み先について、
特に記載のないものについては

介護高齢課 高齢福祉係

☎0154-31-4539

阿寒町行政センター保健福祉課

☎0154-66-2120

音別町行政センター保健福祉課

☎01547-9-5151

へお問い合わせください。

1) ご高齢の方への支援

寝たきり高齢者等移送サービス ※お住まいの地区により内容が異なります			
釧路地区 にお住まいの方	内 容	普通の車両での外出が困難な方について、移送用車両(リフト付車両やストレッチャー装着車両)により、居宅と医療機関との間の送迎を行います。(通院に伴う移送のみ)	
	対 象 者	移送用車両でなければ通院が困難な方	
	自己負担額	片道あたり	運転手 1 名の場合 260 円
			運転手 1 名および介助者 1 名の場合 430 円
	利 用 回 数	月 1 回(往復)	
阿寒・音別地区 にお住まいの方	内 容	普通の車両での外出が困難な方について、移送用車両(リフト付車両やストレッチャー装着車両)により、居宅と医療機関(釧路地区や隣接する町村を含む)との間を送迎します。(通院に伴う移送のみ)	
	対 象 者	移送用車両でなければ通院が困難な方	
	自己負担額	片道あたり	阿寒・音別地区内は 200 円
			阿寒・音別地区外は 700 円
	利 用 回 数	年 4 8 回(往復)	

高齢者等緊急通報システム設置事業	
内 容	自宅での火災・急病などの緊急時に、速やかな救護・救援体制をつくるため、簡単な操作で消防本部に通報することができる機器を設置します。 ※ ご利用の回線によって契約の変更を伴う場合があります。
対 象 者	ひとり暮らしであり、この事業を利用しなければ緊急時の連絡が困難で、次のいずれかに該当する方 ① 高齢者で、病弱であるため緊急時に機敏に行動することが困難な方 ② 高齢者で、生命にかかわる発作的な病気をお持ちの方 ③ 重度の身体障がい者の方(肢体不自由 1 級または 2 級で、常時車いすを使用している、視力障害 1 級、呼吸器障害 1 級)
自 己 負 担 額	2,600 円＋税(機器設置時にかかる電池代) ※ 電池は 2 年ごとに交換が必要であり、その際にかかる電池代は自己負担となります。 ※ 通報にかかる通話料は自己負担となります。 ※ 利用者の過失による機器の故障・紛失などの弁償費用および機器の移設・撤去を行う際に工事費用が発生する場合があります。 ※ 救急対応時は人命救助を優先するため、救急隊が施錠されているドアや窓を壊して入室した際の修繕費が発生する場合があります。

食の自立支援事業(配食サービス)			
内 容	健康で自立した生活を送ることができるよう、食の自立の観点から、栄養バランスのとれた食事を提供します。 ※ 配達時には利用者の安否を確認し、健康状態などに異変が認められた場合は親族や関係機関などへの連絡を速やかに行います。		
対 象 者	60 歳以上で、食材の調達や調理などが困難なため栄養バランスのとれた食事の提供が必要であり、次のいずれかに該当する方 ① 60 歳以上の方のみの世帯 ② 60 歳以上の方のほか、身体障がい等により買物および調理ができない方のみで構成される世帯		
自 己 負 担 額	市民税課税世帯の方	1 食あたり 500 円	
	市民税非課税世帯の方	1 食あたり 375 円 ※ 生活保護世帯の方は 1 食あたり 500 円	
利 用 回 数	釧 路 地 区	1 日あたり 1 回(夕食のみ)	利用する曜日を指定して、週 1 回～7 回まで利用可能
	阿寒、音別地区	1 日あたり 1 回(昼食のみ)	

軽度生活援助事業 ※ お住まいの地区により自己負担額が異なります			
内 容	介護予防・生活支援の観点から、軽易な日常生活上の援助を行います。		
	主 な 援助内容	・ 家屋内の整理・整備(窓拭き、換気扇の掃除など) ・ 家の周りの手入れ、軽微な修繕(草取り、電球交換など) ・ 灯油の運搬、ストーブやポータブルタンクへの注入など	
対 象 者	市民税非課税世帯であり、この事業を利用しなければ自立した生活の継続が困難で、次のいずれかの世帯に属する方 ① 高齢者のみの世帯 ② 1級もしくは2級の身体障害者手帳の交付を受けている方のみの世帯(聴覚障がいを除く) ③ 上記①②に該当する方のみで構成される世帯		
自己負担額	釧路地区	1回あたり280円	※ 材料費などは実費負担となります
	阿寒地区	1回あたり100円	
利 用 回 数	月1回、1時間程度 ※ 灯油の運搬・注入のみ月2回まで利用できます。		

単身高齢者等除雪事業	
内 容	降雪量がおおむね 15cm 以上あったとき、避難経路を確保するため、玄関から生活道路までの最小限の除雪(人や車いすが通れる幅のみ)を巡回して行います。 ※ 駐車スペースなどは除雪範囲に含まれません。 ※ 除雪人員に限りがあり、即日対応が難しい場合があります。 ※ 集合住宅などにお住まいの方は、別の世帯と除雪経路が重複している等の理由により、本事業の対象外となる場合があります。
対 象 者	市民税非課税世帯であり、玄関から生活道路までの除雪作業を自力で行うことができない、かつ近隣からの援助も受けることができない方で、次のいずれかの世帯に属する方 ① 高齢者のみの世帯 ② 1級もしくは2級の身体障害者手帳の交付を受けている方のみの世帯(聴覚障がいを除く) ③ 上記①②に該当する方のみで構成される世帯
自己負担額	1回あたり 130 円

単身高齢者声かけ運動事業	
内 容	安否確認および孤独感の軽減などを目的として、週2回ご自宅を訪問し、「お元気ですか」と声かけを行います。(乳酸菌飲料を1本お渡しします) ※ 釧路ヤクルト販売(株)に委託しています。 ※ 一部実施できない区域があります。
対 象 者	安否確認が必要と認められる70歳以上のひとり暮らしの方で、次のすべてに該当する方。 ① 週1回以上の訪問・通所等の介護サービスなどを利用していない。 ② 定期的なサークル活動などをしていない。 ③ 親族や知人・友人などとの交流頻度が少ない。
自 己 負 担 額	無料

外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業	
内 容	国民年金制度上、無年金とならざるを得なかった在日外国人高齢者および障がい者の方々が地域で自立し安定した生活を続けていくことを支援するため、福祉給付金を支給します。
対 象 者	《高 齢 者》大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人のうち、永住許可または特別永住許可を受けている方 《障がい者》昭和37年1月1日以前に生まれた重度心身障がい者のうち、昭和57年1月1日以前に重度心身障がい者であった在日外国人または同日以降重度心身障がい者となったが、その初診日が同日前の在日外国人の方 ※ 上記以外にも対象となることがありますので、お問い合わせください。
支 給 額	《高 齢 者》月額10,000円 《障がい者》月額25,000円

高齢者住宅等安心確保事業	
内 容	高齢者の生活面、健康面での不安に対応するため、公営住宅に整備されている高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に生活援助員(ライフサポートアドバイザー／L S A)を派遣し、生活指導・相談、安否確認、緊急対応などを行い、高齢者の安心を確保する体制をつくります。
対 象 者	自炊が可能な程度の健康状態ではあるが、身体機能の低下などがあり、高齢のため独立して生活するには不安があると認められる方、もしくは住宅困窮度が高く、家族による援助が困難な方で、次のいずれかの世帯に属する方。 ① 60歳以上のひとり暮らし世帯 ② 夫婦のみの高齢者世帯(夫婦の一方が60歳以上) ③ 60歳以上の者のみの世帯
申 込 方 法	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)の入居相談は、釧路市住宅公社(☎0154-31-4563)へお問い合わせください。

生活管理指導短期宿泊事業	
内 容	基本的な生活習慣を身につけることにより要支援・要介護状態への進行を防止するため、一時的に養護老人ホームなどに宿泊し、生活習慣などに対する指導を行うとともに体調調整を図ります。
対 象 者	① 普段は家族と同居しているが、家族が何らかの理由で短期間不在となり、ひとりでの生活に不安がある方 ② 疾病ではないが体調不良に陥り、体調調整が必要な方
自己負担額	1日あたり381円＋給食費
利用日数	1回あたりおおむね1週間程度

ふれあい収集	
内 容	可燃ごみ・不燃ごみ及び資源物を排出することが困難な高齢者や障がい者の世帯を対象に、声かけを行いながら戸別に訪問し収集します。
対 象 者	ごみなどの排出が困難であり、下記のいずれかに該当する方のみで構成される世帯 ① 介護認定を受けている方(要支援1以上) ② 障害者手帳(身体・知的・精神)の交付を受けている方 ③ 夏期は自己排出が可能だが冬期に困難となる方
申 込 方 法	申請書に必要事項を記入のうえ(申請書記入例を参照)、下記提出先へ郵送又はご持参ください。 ・環境事業課(古川町28番地)・環境保全課(市役所1階) ・阿寒町行政センター市民課・音別町行政センター市民課
そ の 他	申請を希望する方は、下記までお問い合わせください。 ・釧路地区の方 環境事業課(☎0154-24-4146) ・阿寒地区の方 阿寒町行政センター市民課(☎0154-66-2211) ・音別地区の方 音別町行政センター市民課(☎01547-6-2231)

2) ご家族の方への支援

家族介護用品支給事業	
内 容	経済的負担の軽減などを目的に、在宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、介護用品(紙おむつ・尿取りパッドなど、特定の品目のみ)を購入することができる利用券を支給します。
対 象 者	要介護4または5の高齢者などを在宅で介護している同居の家族で、介護者・被介護者ともに市民税非課税世帯の方 ※ 介護を受けている方が入院中の場合でも、本事業の対象となります。
給 付 額	月額6,250円
申 込 方 法	要介護4または5と認定された方へ申請書を送付していますので、介護高齢課または各行政センター保健福祉課へご提出ください。
そ の 他	この事業の対象となった方は、釧路市指定ごみ袋の支給を受けることができます。詳細は、環境保全課環境管理係(☎0154-31-4535) ※ 介護を受けている方が入院中の場合は、ごみ袋支給の対象外です。

家族介護教室	
内 容	要介護者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得などを内容とした教室を開催します。 ※ 不定期で開催しているため、日程などの情報については介護高齢課へお問い合わせください。
対 象 者	高齢者を介護している家族、または近隣の援助者など
参 加 費	無料

家族介護者交流事業	
内 容	介護者相互の交流により、介護から一時的に解放されるとともに、心身の元気回復(リフレッシュ)を図ります。 交流会の日程、詳細については介護高齢課へお問い合わせください。
対 象 者	高齢者などを介護している家族の方
自 己 負 担 額	交流会の内容により実費負担が必要な場合があります。

行方不明高齢者等早期発見システム事業	
内 容	認知症により行方不明となる高齢者などを介護している家族に、人工衛星による位置検索システム(GPS)で位置情報を確認できる機器の購入経費の一部を助成します。
対 象 者	認知症の高齢者などを介護している家族の方
助 成 額	限度額 7,000 円＋税 ※ 月額基本料などは利用者負担となります

認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	
内 容	認知症高齢者の見守りや話し相手のためにボランティア(やすらぎ支援員)がご自宅を訪問し、介護している家族の介護負担の軽減を図ります。
対 象 者	認知症高齢者などを介護している家族の方
自 己 負 担 額	・ 30 分 200 円 ・ 1 時間 300 円 ・ 1 時間を超える場合は、30 分増すごとに 100 円ずつ加算

釧路市SOSネットワーク事前登録事業	
内 容	認知症などの理由により、行方不明になる可能性のある方の情報をあらかじめ登録し、捜索や発見、保護をスムーズに行います。
対 象 者	認知症などの理由により、行方不明になる可能性のある方
申 込 方 法	介護高齢課、各行政センター、釧路市各地域包括支援センターに申請書を用意しています。必要事項を記入のうえ、 <u>直近に撮影した上半身と全身の写真2枚を裏面に貼り付けて</u> 、介護高齢課窓口へご提出ください。
そ の 他	登録された情報は、釧路警察署など関係機関と共有し、万が一行方不明が発生した際に使用します。

3) 認知症高齢者を支える活動

認知症高齢者地域サポート事業	
内 容	認知症に対する正しい知識・理解を地域に広めるとともに、認知症高齢者や家族が地域で安心して暮らし続けることを支える方を育成します。 (1) 認知症について正しい知識を持ち、認知症高齢者およびその家族を応援する方(認知症サポーター)を地域に広めるための講座(認知症サポーター養成講座)を開催します。 (2) 認知症サポーターの意識向上を図るためのスキルアップ講座を開催します。
対 象 者	釧路市在住の方。各種団体・職域・学校においても開催できますので、詳細は介護高齢課へお問い合わせください。
参 加 費	無料

4) 福祉施設入所サービス

養護老人ホーム				
内 容	環境上の理由および経済的理由により、居宅での生活が困難な高齢者が生活する施設です。 特定施設入居者生活介護(介護保険)の指定を受けている養護老人ホーム長生園は、入所しながら介護保険サービスを利用することができます。			
入 所 要 件	環境上の理由や経済的理由により自宅で生活することが困難な方			
費 用 な ど	本人および扶養義務者の収入などに応じて費用負担があります。 扶養義務者の範囲は、原則として入所前に入所者本人と同居していた配偶者または子に限定されますが、ひとり暮らしの場合は、別居している子が当該高齢者を扶養控除の対象としているなどの場合に、当該別居の子を扶養義務者として取り扱います。 また、介護保険のサービス費用利用者負担額は収入などに応じて別途負担となります。			
申 し 込 み 先	介護高齢課または各行政センター保健福祉課へお申し込みください。 ケースワーカーなどが実態などを調査し、入所判定会議で審査決定します。			
釧路市内の養護老人ホーム				
施設名	所在地	電話番号	入所定員	運営主体
養護老人ホーム 長生園	釧路市 武佐 4-28-10	0154- 46-8181	120 名	社会福祉法人 釧路愛育協会
※ 釧路市外の施設に入所できる場合もあります。				

生活支援ハウス

内 容	介護支援機能、居住機能、地域との交流機能を総合的に提供し、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように支援する施設です。
対 象 者	60 歳以上の方で、家族による援助が受けられず、独立して生活することに不安のある方
費 用 な ど	利用者の収入などに応じて費用を負担するほか、暖房料、光熱水費などがかかります。 また、給食費、介護保険のサービス費用利用者負担額は別途負担となります。
申 し 込 み 先	介護高齢課または各行政センター保健福祉課へお申し込みください。 ケースワーカーなどが実態調査を行った上で入居を審査し、決定します。

釧路市内の生活支援ハウス

施設名	所在地	電話番号	入居定員	運営主体
生活支援ハウス 福寿草	釧路市 昭和南 5-23-1	0154- 55-7500	15 名	社会福祉法人 釧 路 啓 生 会
生活支援ハウス りんどう	釧路市音別町 中園 2-119-1	01547- 9-5151	16 名	釧 路 市

軽費老人ホーム(ケアハウス)

内 容	居住機能と福祉機能を併せ持つ住まいで、食事や入浴などの日常のサービスを提供し、高齢者の自立生活を支援する施設です。
対 象 者	自立生活が可能な 60 歳以上(夫婦の場合は一方が 60 歳以上)で、家庭環境、住宅事情の理由により独立して生活することが困難な方
費 用 な ど	利用者の収入などに応じて、事務費、食費などのほか、家賃にあたる管理費などを負担します。
申 し 込 み 先	利用者と施設との契約となりますので、希望するケアハウスに直接お申し込みください。

釧路市内のケアハウス

施設名	所在地	電話番号	入居定員	運営主体
ケアハウス よねまち	釧路市 米町 4-3-15	0154- 43-3343	50 名 (50 室)	社会福祉法人 釧 路 創 生 会
ケアハウス 楽寿苑	釧路市 昭和 190-4463	0154- 55-4554	50 名 (48 室)	社会福祉法人 タ 秀 会
ケアハウス やまざくら	釧路市 桜ヶ岡 4-9-1	0154- 92-3939	50 名 (50 室)	社会福祉法人 釧 路 創 生 会

高齢者の生きがい・健康づくりのサービス

1) 老人クラブ活動などへの支援

社会奉仕・友愛・サークル活動や世代間交流事業などの老人クラブ活動の健全な育成を図るため、各老人クラブや地区老人クラブの活動などの支援を行います。

名 称	事 業 等 内 容
高齢者の趣味とスポーツ	老人福祉センターなどを利用し、趣味の会やスポーツを通じ、仲間づくりや交流活動が行われており、その活動を支援します。また、各老人クラブから推薦された「高齢者生きがいスポーツ推進員」が中心となって行っている、軽スポーツの普及啓発のための活動を支援します。
シルバーボランティア (地域老人福祉推進員)	各老人クラブから推薦されたシルバーボランティアが身近な問題についての情報交換を行う場を提供するため研修会を実施するとともに、地域福祉と協働した活動を支援します。
いきいきフェスタ	敬老月間である9月を中心にスポーツ・文化活動・健康・福祉活動など多様なイベントを実施しています。 今後も、釧路市老人クラブ連合会と共に、高齢者がより自主的に企画運営できるよう事業内容の一層の充実に努めます。
老人クラブ連合会活動	老人クラブ連合会が実施している「ふれあい事業(湯治を含めた研修事業)」などへの支援を通して、高齢者の社会参加、健康づくり、生きがいづくりの推進に努めます。
老人クラブ活動	老人クラブ活動や運営が円滑に行われるよう補助金の交付や、また、これまでの活動に加え、多世代との交流やひとり暮らしの高齢者への声かけなど、地域を豊かにする活動を支援します。幅広い年代の高齢者が加入しやすいように釧路市老人クラブ連合会と共に環境づくりに努めます。

● 老人クラブ活動に関する問い合わせ先

釧路市老人クラブ連合会 ☎0154-43-2335
(釧路市米町 4-3-16 プラザよねまち内)

2) 生きがい推進事業

名 称	事 業 等 内 容		
敬老大会・敬老会	高齢者の長寿を祝福し、敬老意識の高揚を図るために敬老大会を実施します。		
長寿祝品贈呈事業	長寿の大きな節目となる満 100 歳になられた方へ、9月に行われる敬老大会において、市長より祝品を贈呈します。 《対象者》 ・ 9月 15 日現在において、釧路市に 1 年以上居住し、当該年度に、満 100 歳になる方。		
高 齢 者 外 出 促 進 バ ス 事 業	高齢者の積極的な社会参加を促すと共に健康の維持・増進を図り、生きがいのある生活を支援する為、バス利用に対する助成を行います。 《対象者》 ・ 釧路市に住民登録のある満 70 歳以上の方で、バスを利用出来る身体状況の方。 《助成内容》		
		① 乗車証「おでかけパスポート 70」による助成	② 定期券購入に対する助成
	内 容	くしろバス(株)及び阿寒バス(株)が運行する路線バスで、釧路市内及び釧路町内、また市が指定する停留所での乗降に対する助成 ※ 阿寒・音別地域の生活交通、循環バス「ぐるっと」、乗合タクシー(桂恋三津浦線)にも利用出来ます。	バス会社が販売する高齢者向け定期券等の購入に対する助成
	申請場所	釧路市内の郵便局の窓口 (利用者負担 500 円で 1 年間有効)	バス会社の窓口
	利用方法	降車時、乗車証を乗務員に提示することで、1 回あたり 100 円で乗車出来ます。 ただし【③阿寒線】で「釧路駅から釧路空港」の間で乗車し、「雄阿寒分岐から阿寒湖温泉」の間で降車する場合(逆を含む)は 1 回あたり 500 円となります。	・シルバー定期券 65 ・グリーン定期 S ・悠優定期 を購入する際、申請により1,000 円/月の値引きとなります。
※ ①・②いずれの申請も本人が行うものとし、代理人による申請は出来ません。			

3) 老人福祉センター・憩の家など一覧

老人福祉センター(老人集会所)は、社会参加活動を通じて、高齢者の健康増進や趣味の会活動などの充実を図るため、その活動拠点となる施設です。

また、憩の家は、地域の方のコミュニティ活動の拠点としても利用されています。

区分	施設名(略称)	所在地	電話番号	摘要
老人福祉センターなど	緑風荘	鶴ヶ岱 3-1-40	0154-41-0665	
	第2老人福祉センター(清風荘)	愛国西 3-26-1	0154-37-1498	
	第3老人福祉センター(鶴風荘)	鳥取北 4-21-2	0154-51-9651	
	桜ヶ岡老人福祉センター(桜花荘)	桜ヶ岡 2-8-1	0154-91-2227	
	大川町老人福祉センター(橋南荘)	大川町 3-36	0154-41-4740	
	柳町老人福祉センター(鉄北荘)	柳町 1-46	0154-25-6535	
	大楽毛老人福祉センター(大楽毛荘)	大楽毛 4-12-15	0154-57-5784	
	寿老人福祉センター(寿荘)	寿 2-5-2	0154-24-2444	
	美原老人福祉センター(美原荘)	美原 4-3-1	0154-36-3608	
	武佐老人福祉センター(平成荘)	武佐 4-30-11	0154-46-5601	
	星が浦老人福祉センター(星鶴荘)	星が浦北 3-1-35	0154-51-5771	
	高齢者生きがい交流プラザ (プラザよねまち)	米町 4-3-16	0154-43-2335	老連事務局
	望洋ふれあい交流センター 【2階部分】	春採 4-10-15	0154-41-2558	複合施設
	白樺ふれあい交流センター 【伝承研修室】	白樺台 2-1-1	0154-91-9997	
	昭和老人集会所	昭和町 2-4-9	0154-53-3060	
憩の家など	旭町寿の家	阿寒町旭町 2-3-20	問い合わせ先 阿寒町行政センター 保健福祉課	
	阿寒町老人健康増進センター	阿寒町飽別 51 線 24-3	0154-66-2120	
	音別町老人憩の家	音別町中園 1-10	問い合わせ先 音別町行政センター 保健福祉課 01547-9-5151	

- 高齢者の生きがいづくり、健康づくりのサービスに関する問い合わせ先
 介護高齢課 高齢福祉係 ☎0154-31-4539
 阿寒町行政センター保健福祉課 ☎0154-66-2120
 音別町行政センター保健福祉課 ☎01547-9-5151

高齢者優待施設一覧

- ① 満 65 歳以上の釧路市民は、下記減免後料金でご利用できます。
- ② 開館日時等詳細は各施設へお問い合わせください。
- ③ ご利用の際は、ご利用者の住所、氏名、生年月日が記載してある健康保険証、運転免許証などを受付に提示してください。

減免 種別	施設名等	通常大人 料金	減免後 料金	住所	お問い合わせ
全額 免除	山花公園オートキャンプ場 (入場料のみ)	760 円	0 円	阿寒町下仁々志別 11-37	山花公園オートキャンプ場 ☎0154-56-3020
	釧路市丹頂鶴自然公園	480 円	0 円	鶴丘 112	釧路市丹頂鶴自然公園 ☎0154-56-2219
	釧路市湿原展望台	480 円	0 円	北斗 6-11	釧路市湿原展望台 ☎0154-56-2424
	釧路市立博物館	480 円	0 円	春湖台 1-7	釧路市立博物館 ☎0154-41-5809
	釧路市立美術館 (特別展を除く)	140 円	0 円	幣舞町 4-28 (まなぼと幣舞 3 階)	釧路市立美術館 ☎0154-42-6116
半額 免除	こども遊学館展示室観覧料 (特別展を除く)	600 円	300 円	幸町 10-2	釧路市こども遊学館 ☎0154-32-0122
	こども遊学館 プラネタリウム観覧料	480 円	240 円		
	鳥取温水プール	500 円	250 円	鳥取南 4-4-21	釧路市鳥取温水プール ☎0154-53-5333
	阿寒町 スポーツセンタープール	昼間 370 円 夜間 410 円	昼間 185 円 夜間 205 円	阿寒町中央 1-6-1	阿寒町スポーツセンター ☎0154-66-3653

減免 種別	施設名等	通常大人 料金	減免後 料金	住所	お問い合わせ
※下記 参照	釧路市動物園	580 円	※下記 参照	阿寒町 下仁々志別 11	釧路市動物園 ☎0154-56-2121

※ 介護保険の要介護認定を受けている方とその介助者(対象者の方 1 名につき原則 1 名)、及び要支援認定を受けている方(対象者本人のみ)は全額免除となります。
いずれも介護保険証の提示が必要になります。

避難行動要支援者について

◆ 避難行動要支援者名簿の作成

釧路市では、災害対策基本法に基づき、災害時において自力で避難することが困難で、避難に支援が必要となる方の「避難行動要支援者名簿」を作成しています。(入院、施設入所者は除く)

【名簿対象者】

- 1 要介護認定3以上の認定を受けている方
- 2 介護認定調査による障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)B・C、又は認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上に該当する方
- 3 身体障害者手帳を所持する方で視覚障がい又は聴覚障がい1・2級
- 4 身体障害者手帳を所持する方で上肢、下肢、体幹機能、呼吸器機能障がいのうちいずれかが1級
- 5 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- 6 療育手帳Aを所持する方
- 7 市の生活支援を受けている難病患者
- 8 1～7に掲げるもののほか、支援を要すると市長が認める方

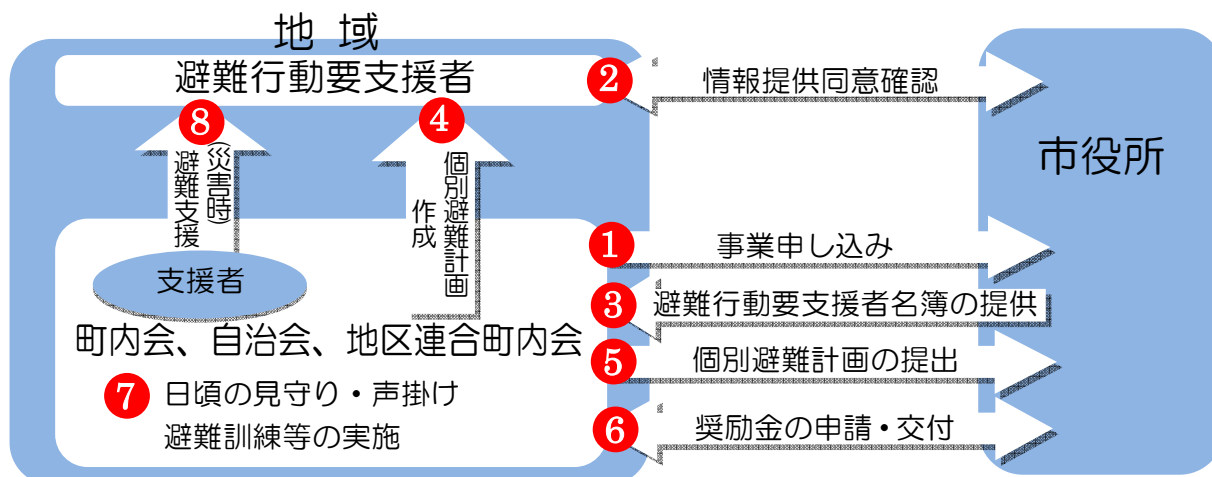
◆ 避難行動要支援者避難支援事業

この事業は、避難行動要支援者に対して、町内会等の地域の方々が連携し、避難支援の取り組みを行う事業です。

事業内容は、避難支援団体となる町内会等が、市で提供する要支援者名簿登載者ごとの避難支援プランを作成することで平常時から災害に備え、地域での見守りや避難訓練などを実施し、市は町内会等による要支援者への支援活動に対し、活動費の支援を行うものです。

釧路市は、この事業により、共助による防災力の向上を図り、市民が住み慣れた地域で安心して生活することができる地域社会づくりをすすめていきます。

※ 平常時における町内会や民生委員等への名簿情報提供には、要支援者本人の同意が必要となることから、同意を得られた方の名簿情報のみ提供されます。



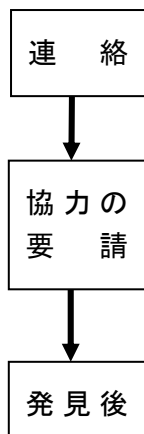
詳しくは社会援護課 福祉政策担当

☎0154-31-4536

SOSネットワーク

SOSネットワークは、釧路警察署、釧路市、各地域包括支援センター、家族の会をはじめとする各種団体が協力し、行方不明高齢者などを速やかに発見・保護し、その後の生活に必要なサービスを提供するネットワークです。

《仕組み》



- ・高齢者などがいなくなった時、家族は釧路警察署生活安全課に電話で連絡します。
- ・連絡を受けた警察署では、パトロールカーや地域の交番の警察官が本人の行きそうな場所を探索するとともに、市役所に通報します。また、必要に応じて、釧根トラック協会、ハイヤー協会、FMくしろ、漁業協同組合などにも協力を要請します。
- ・保護された時点で、警察は搜索の解除をし、その旨を搜索に協力した各機関へ連絡します。
保護された方が元気な場合は家族の元へ戻し、その後の支援を必要に応じて関係機関が協力しサポートします。
衰弱し生命に危険があると判断された場合は、医療機関へ搬送します。

SOSネットワーク事前登録制度

事前登録制度は、認知症などの理由により行方不明になる可能性のある方の名前や特徴、写真などの情報を、ご家族やご本人の同意を得て、あらかじめ登録しておき、早期発見に役立てる制度です。

あらかじめ登録しておくことで、すみやかに搜索が開始され、発見や保護された時の身元の確認が早い、また家族にとって安心につながる、などのメリットがあります。

登録された情報は、行方不明が発生し、搜索が開始されたときに、釧路警察署をはじめ、各搜索協力機関に提供されます。

また、携帯電話を所持したり、GPS端末を利用することで、早期発見につながることもあります。(47 ページ参照)

時間が経つほど行動範囲が広くなり、探しづらくなってしまいます。
高齢者などがいなくなった場合は、すぐに釧路警察署生活安全課へ電話で連絡してください。

釧路警察署生活安全課

☎0154-23-0110 (内線 261・262)

(夜間、土曜、日曜、祝日は110番へ)

● SOSネットワークの問い合わせ先

介護高齢課 高齢福祉係

☎0154-31-4539

釧路地区障害老人を支える会(たんぽぽの会) ☎0154-42-2688

釧路市から市民の皆様へ

孤立しない、孤立させないために…



高齢者地域安心ネットワーク

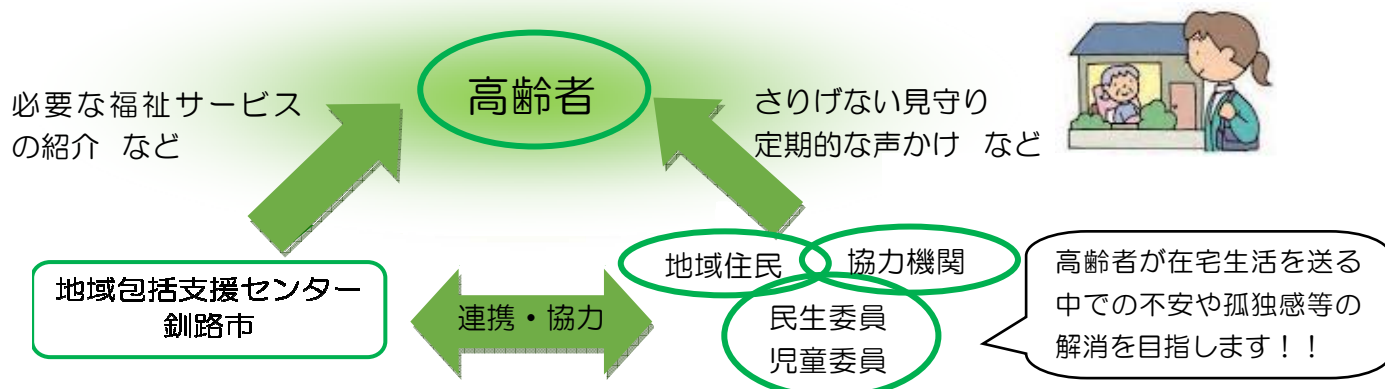
～事業の目的～

1. 誰にも看取られずに亡くなるなどの「孤立死」を予防するため、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域ぐるみでの見守りや支え合いを支援します。
2. 住民相互のあたたかな見守りを行い、地域住民の日常の暮らしにおける不安などの解消を目指します。
3. 釧路市・釧路市地域包括支援センターが実施主体となり、地域住民や協力機関・団体の皆様のサポートし、地域での見守り活動の浸透と定着を図ります。

住み慣れた地域で安心して暮らすために…

協力機関とは…

高齢者地域安心ネットワーク事業において、高齢者の見守りや声かけなどに協力していただける地域住民の方や関係機関・団体をいいます。



地域包括支援センターに連絡いただいた後の流れ

- ① 地域包括支援センターの職員が『見守りを希望される方』や『ご近所で心配な方』の状況やご本人の希望を確認し、必要な福祉サービスなどの利用をお手伝いいたします。
- ② 福祉サービス等の利用につながらない場合には、民生委員さんや地域の方（地域住民協力機関）に、見守りをお願いすることがあります。

釧路市認知症初期集中支援チーム

釧路市では、平成29年度より「認知症初期集中支援チーム」を設置しました。

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、早期診断・早期対応と、医療と介護に適切に繋がることを目的とします。



認知症初期集中支援チームとは？

認知症専門医（サポート医）と医療・介護・福祉の専門職がチーム員となり、認知症の「早期発見・早期対応」を目指して活動する認知症専門チームです。

どのような活動をするの？

釧路市内にお住いの認知症の方（疑いのある方に）のご自宅を認知症初期集中支援チームが訪問して、心配なこと、困っていることなどのお話をお伺いし、今後の生活をどのようにしたらよいかなどを、ご本人・ご家族と一緒に考えます。必要に応じて、医療・介護サービスに関する情報提供や助言を行います。

対象となる方は？

40歳以上の釧路市民で、自宅で生活されており、認知症の疑いや症状などでお困りの方。

- （例）・認知症疾患の診断を受けたいが、受診を拒否している。
- ・医療や介護のサービスを利用したいが、結びつかない
- ・認知症による症状が強く、対応に困っている ……等



どこに相談すればよいの？

市内の地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員がお話をお伺いしますのでお気軽にご相談ください！



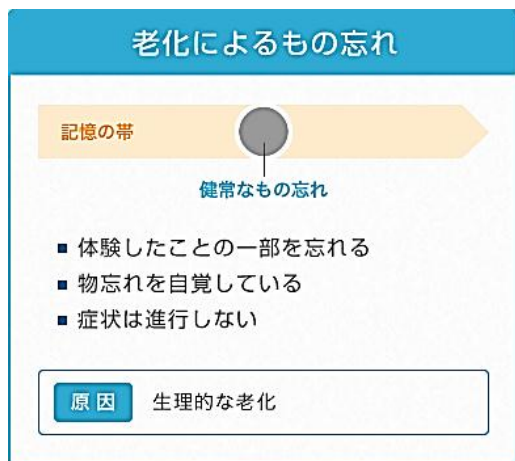
事業全般のお問合せ

釧路市福祉部介護高齢課 高齢福祉係
TEL 23-5185

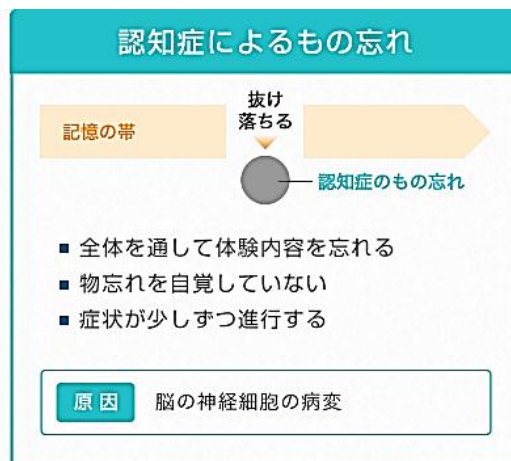


認知症を正しく知ましょう

「認知症」とは老いにともなう病気の一つです。さまざまな原因で脳の細胞の一部が死んでしまったり、働きが悪くなることによって、記憶・判断力の障害などが起こり、意識障害はないものの社会生活や対人関係に支障が出ている状態(およそ6か月以上継続)をいいます。



日常生活に支障はない



日常生活に支障をきたす



認知症の原因は？

認知症にはたくさんの種類があり、その原因もさまざまです。アルツハイマー型認知症と脳血管性認知症が多く、近年、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などの診断も増えています。

認知症は早期発見・治療が大切！

症状が軽い段階のうちに認知症であることに気づき、適切な治療を受けることで、認知症の進行を遅らせたり、場合によっては症状を改善したりすることもできます。また、脳腫瘍や正常圧水頭症のように、原因疾患を治療することで認知症状が改善する場合があります。早期発見と早期治療によって、高い治療効果が期待できるのです。

認知症が気になったら・・・

認知症は、早期の発見と適切な対応が重要です。
出来るだけ早く医療機関へ受診・相談をしましょう。

専門医療機関

- 釧路孝仁会リハビリテーション病院
認知症疾患医療センター

認知症に関する専門相談、検査を行います。
(予約制)

釧路市星が浦大通3丁目9-13
電話：0154-64-6820



※ 「脳神経外科」「精神科」などにおいてCT等の検査により診断・治療を行っている医療機関もあります。

※ 「かかりつけ医」に相談し、専門医療機関と連携をとる方法もあります。

認知症ケアパス

「認知症ケアパス」とは

自分やご家族、近所の方が認知症になった場合に、その進行状況にあわせて、いつ、どこでどのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容などを、あらかじめ、認知症の人とその家族に提示するものです。

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために「認知症ケアパス」をご活用ください。

当ケアパスは、介護高齢課、各地域包括支援センターなどで認知症の相談の際に使用しています。また、釧路市ホームページよりダウンロードも可能です。

若年性認知症とは？

認知症は高齢者に多い病気ですが、年齢が若くても発症することがあり、65歳未満で発症した場合を「若年性認知症」と言います。働き盛りの世代にも起こる認知症は、ご本人だけでなく、ご家族の生活にも大きく影響します。

穏やかだった夫がまるで別人のような振る舞いをする、母が得意だった料理を失敗する、同僚が約束を守らない・忘れるなど、こんな疑問や不安をお持ちの方はひとりで悩まずご相談ください。

若年性認知症を疑ったら・・・

【専門相談機関】

- 若年性認知症コールセンター
☎0800-100-2707(通話料無料)
月～土曜日(年末年始・祝日を除く) 10:00～15:00
- 北海道認知症コールセンター
☎011-204-6006
月～金曜日(年末年始・祝日を除く) 10:00～15:00
- お近くの地域包括支援センター
(10 ページ参照)



日常生活自立支援事業と成年後見制度

◆ 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、高齢や障がい(知的障がい、精神障がい)により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをする事業です。

《仕組み》 ご相談を受けた釧路市社会福祉協議会「自立生活支援専門員」などの職員が訪問して、ご本人と提供するサービスの内容を話し合い、生活支援計画を立て、契約を結びます。契約後は、生活支援計画に基づいて、登録されている「生活支援員」がサービスを提供します。

- 《利用料》
- 相談や具体的な支援計画の策定にかかる費用・・・無料
 - 生活支援員による援助にかかわる費用
 - ・1回当たり(1時間程度)・・・1,200円
 - ・交通費、貸金庫利用料など・・・実費
 - ※ 生活保護受給者は、公費で補助されるので無料です。

● 問い合わせ先

釧路市社会福祉協議会

☎0154-24-1742

◆ 成年後見制度

① 成年後見制度とは

成年後見制度は、判断能力の不十分な成年者(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など)の財産や身体などに対する権利が侵害されないように、成年後見人などが財産の管理や処分などの法律行為や福祉サービスの利用契約などを行い、保護・支援するための制度です。

任意後見制度	本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自分が選んだ後見人(任意後見人)との間で、公証人が作成する公正証書によって任意後見契約を結んでおく制度です。 本人の判断能力が不十分になり、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、契約の効力が生じることになりますので、家庭裁判所にその選任の申立てを行う必要があります。
法定後見制度	日常生活や財産の管理などについての判断能力が不十分な状態になってしまった場合に、本人や家族など(※)が家庭裁判所に法定後見の開始を申立て、家庭裁判所が後見人などを選任する制度です。 後見、保佐、補助の3つの類型があり、判断能力の程度などに応じた制度を利用できます。選任された後見人などは、財産の管理や保護、福祉サービスの利用契約などの支援を行います。 法定後見の開始の申立ては、原則として本人の居住地の家庭裁判所に行うことになります。

※ 身寄りがいないなどの理由で申立てを行う人がいない方については、市町村長が申立てを行うことができることになっています。

② 相談窓口

● 釧路市権利擁護成年後見センター

成年後見制度の身近な相談窓口として、制度の説明や申立手続きの支援、後見活動の相談に応じます。相談は無料です。

月～金曜日 9時～17時（土・日・祝日及び年末年始はお休み）

釧路市旭町 12 番 3 号 釧路市総合福祉センター3 階（釧路市社会福祉協議会内）

☎0154-24-1201 FAX 0154-24-3762

● その他の相談窓口

- ・各地域包括支援センター（10 ページをご覧ください）

- ・釧路市福祉部

介護高齢課 ☎0154-31-4539

障がい福祉課 ☎0154-31-4537

社会援護課 ☎0154-31-4536

- ・釧路家庭裁判所（釧路市柏木町4番7号）

☎0154-41-4171

- ・釧路公証人合同役場（釧路市末広町7丁目2番地 金森ビル）

☎0154-25-1365

- ・社団法人成年後見センター・リーガルサポート釧路支部

（釧路市宮本1丁目2番4号 釧路司法書士会事務局内）

☎0154-42-8650

- ・北海道社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあ北海道」

☎011-213-1313

- ・北海道成年後見支援センター 道東支部

☎0154-65-6568

③ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、後見人などへの報酬の支払いが困難な方に対して助成する制度です。助成額は、家庭裁判所が後見人などに付与した報酬及び被後見人の財産により算出します。

- 対 象 者
 - ① 生活保護受給者
 - ② 中国残留邦人等
 - ③ 市民税非課税者

- 問い合わせ先 釧路市福祉部社会援護課 ☎0154-31-4536

消費者被害に遭わないために

◆ 被害に遭いやすい商法

《点検商法》

点検に来たと言って、販売目的を隠して訪問し、「消火器の設置が義務付けられた。」「布団にダニなどがいる。」などと虚偽を言ったり、不安をあおって必要のない商品の販売や工事の契約をさせる。

【浄水器・消火器・布団・床下工事など】

《SF(催眠)商法》

「新店舗オープン」などと称し空き店舗などを利用して、会場に人を集める。閉め切った会場で、無料や安価で商品を配り、得した気分させておいて、最終的には高額な商品売りつける。

【布団・電気治療器・健康食品など】

《架空請求》

スマホに契約している電話会社名で「料金未払い」などメッセージが届く。実際には利用していないサービスを提供したとして代金を請求し、お金をだまし取る手口。

【メール・SMS・ハガキなど】

◆ 悪質業者撃退法

《電話勧誘編》	《訪問販売編》
◎勧誘の電話とわかったら「必要ありません」とはっきり断り、さっさと電話を切る！ ◎「話だけでも」は相手にしない！ ◎「儲かります」甘い話にのらないで！ ◎聞かれても、自分や家族のことは話さない。	◎玄関のカギは家にいても常にかけておく。 ◎「無料」「タダ」にはご用心！ ◎知らない人や、わからない用件の場合は絶対にドアを開けない！ ◎「どなた？」「何の用？」しっかり聞こう身分と用件！しつこい時は「帰ってください！」

◆ 振り込め詐欺

息子や孫を装って現金をだましとる「オレオレ詐欺」、税務署や市役所などを名乗り、税金や医療費などを返還すると言ってATMに誘導する「還付金詐欺」、融資する旨の文書などを送付し、融資を申し込んできた者に対して、保証金などを名目に現金を預金口座などに振り込ませる「融資保証金詐欺」、郵便やメールで不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書などを送付して現金を振り込ませる「架空請求詐欺」など、様々な手口があります。

※ このようなときには、慌てないで、まずは事実を確認しましょう。身に覚えのない請求に応じてはいけません。こちらから連絡を取ることも、しないようにしましょう。困ったときは消費生活相談室へ電話してください。

◆ 契約した後もあきらめないで！

訪問販売、訪問購入(訪問買取)、電話勧誘販売など「特定商取引法」の対象となるものは、一定の期間内(契約日より8日以内。ただし、マルチ商法・内職商法は20日以内。)であれば無条件で解約できます。(クーリング・オフといいます。)

● 消費生活に関する相談・問い合わせ先

釧路市消費生活相談室(釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所本庁舎2階)

☎0154-24-3000

受付時間 月曜日～金曜日(祝日除く)10:00～15:30

障がいのある方に関する支援など

1) 障害福祉サービスとは

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障がいのある方に対し、地域社会における共生の実現に向けて提供される支援です。ヘルパーの利用や就労に関する支援、施設入所などの支援を行うことができます。

2) 障害福祉サービスの対象者

- ① 身体障害者手帳を所持している方
身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳です。
- ② 療育手帳を所持している方
療育手帳は、知的障がいがあると判定された方に交付される手帳です。
- ③ 精神障がいと認められる方
精神障害者保健福祉手帳を所持している方や精神障がいを事由とする年金を受けている方、自立支援医療(精神通院医療)受給者などです。
- ④ 難病患者など
治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方です。

3) 介護保険サービスと障害福祉サービス等の適用関係

(1) 介護保険サービスの優先

障害福祉サービスの対象者が、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付等を受けられる場合は、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスについては、介護保険サービスに係る保険給付等を優先して受けることとなります。

(2) 障害福祉サービス固有のサービス

介護保険サービスに相当するものがない、障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスを利用できます。

＜介護保険サービスにはない障害福祉サービス＞

サービス名称	内容
同行援護	外出時に同行しての移動支援や外出先での代筆・代読(視覚障がい者のみ)
行動援護	危険を避けるために必要な行動の手助けや外出時の移動支援
自立訓練	身体機能や生活能力の向上のための訓練
就労移行支援	一般企業で働くことを目指した就労訓練、その他必要な支援
就労継続支援A型	知識や能力の向上のための訓練、その他必要な支援(雇用契約あり)
就労継続支援B型	知識や能力の向上のための訓練、その他必要な支援(雇用契約なし)
就労定着支援	一般企業で働く障がいを持つ方に対する相談対応など
自立生活援助	施設を利用していた障がいを持つ方が一人暮らしを始めた際の相談対応など

※ 就労移行支援、就労継続支援A型、就労定着支援は65歳未満の方が利用できる障害福祉サービスとなります。

※ 一部の障害福祉サービスの利用には、「障害支援区分」の認定が必要となります。

(3)障害福祉サービスを利用できる場合

サービスの利用について、介護保険法の規定による保険給付等が受けられない以下の場合には、障がいのある方は障害福祉サービスを利用することが可能です。

ア 介護保険サービスのみではサービス量を確保できない場合

在宅の障がい者で、市が適当と認める障害福祉サービスの支給量が、介護保険サービスに係る保険給付等の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

イ 介護保険サービスに係る地域資源がない場合

利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない場合や、事業所等の利用定員に空きがないなど、障がいのある方が介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合(当該事情が解消するまでの間に限る。))。

ウ 要介護認定等が非該当であった場合

介護保険サービスによる支援が可能な障がいのある方が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、支援が必要と市町村が認める場合(介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。))。

(4)福祉用具について

福祉用具についても、障害福祉サービス同様、原則として介護保険サービスの利用が優先されます。

ただし、要介護認定等が非該当となった方が、障害福祉サービスの対象者であり、障がいを事由とした福祉用具の利用が必要になった場合は、障害福祉サービスにて給付することができます。

また、介護保険サービスにおいて貸与に該当する福祉用具のうち、車いす、電動車いすについては、医師及び北海道立心身障害者総合相談所により、障がいのある方の身体状況に応じた個別対応(オーダーメイド)が必要と判断された際には、障害福祉サービスにて給付できる場合があります。

● 障がい者へのサービスに関する問い合わせ先

障がい福祉課	障がい福祉係	☎0154-31-4537
阿寒町行政センター保健福祉課		☎0154-66-2120
音別町行政センター保健福祉課		☎01547-9-5151

高齢者虐待を未然に防ぎましょう

近年、高齢者に対する虐待が増加していることから、「高齢者虐待防止法(高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)」が施行されています。

この法律には、虐待に気づいた人は通報の義務があることが定められており、虐待を見つけた場合は、速やかに通報することが事態を深刻化するのを防ぐことになります。高齢者虐待は、決して特別な人や環境によってのみ起こるものではありません。介護の大変さや認知症に対する社会の理解を深め、住民の一人ひとりが身近な問題として関心を持ち、地域のネットワークや福祉・保健サービスなどを利用して、高齢者と介護者を支えることが虐待の防止や早期発見につながります。高齢者虐待は身近に起こりうる問題です。高齢者や家族のちょっとした変化やサインに気づき、みんなで声をかけあい、支え合うことが虐待の防止につながります。

高齢者虐待とは・・・

虐待は、たたいたり食事を与えないなど目に見えるものだけではありません。

高齢者に対し、心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことをいいます。主に介護者などの高齢者の身近な人が虐待を起こしやすい傾向があります。

また、介護者やご家族が無意識のうちにやっている場合もあります。

高齢者虐待の防止や保護を目的に施行されている高齢者虐待防止法では、具体的に次のようなものを高齢者虐待としてとらえています。

身体的虐待

叩く、蹴る、つねる、やけどを負わせるなどの暴力行為や、ベッドにしばりつけたり、部屋に閉じ込めたりする拘束行為など

介護・世話の放棄・放任

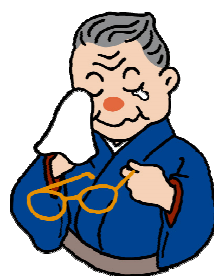
食事を与えない、入浴をさせない、オムツを交換しない、受診させない、劣悪な住環境で生活させるなど、介護をせず、放ったらかしにすること

心理的虐待

怒鳴りつける、ののしる、悪口をいう、意図的に無視する、子ども扱いをするなどの心理的苦痛を与えること

性的虐待

合意がないのに性的接触や性的いやがらせをする、排泄の失敗に対する罰として裸にして放置するなど



経済的虐待

日常生活に必要な金銭を渡さない(使わせない)、本人の不動産や年金、預金を取り上げて勝手に使ってしまうこと

◆虐待を発見した場合は、通報義務があります

高齢者虐待は当事者に自覚がなかったり、虐待を受けている高齢者が家族などに遠慮したりすることなどから、周囲には見えにくいものです。身近で虐待(疑わしい?)と感じたり、気づいたときには、介護高齢課又は各地域の地域包括支援センターまで速やかにご連絡ください。

虐待を受けている本人が通報することもできます。なお、通報者などを特定する情報を漏らすことはありません。

◆地域で高齢者と介護者を支えましょう

身近な人や、地域の人のお小さな変化に気づいてください。

あなたのちょっとした気づきが高齢者と介護者を救うきっかけになります。

- 高齢者、介護者へのあいさつ、声かけをしましょう
- 家族介護者の心労を理解し、日頃の悩みを聞きましょう
- 介護している家族へねぎらいの言葉をかけましょう
- 行事や集まりなどへ気軽に誘いましょう
- 虐待を疑う小さな気づきでも関係窓口に相談しましょう
(相談窓口は 67 ページをご覧ください)

◆虐待のサイン

本人からみられるサイン

- 身体にキズやあざなどが頻繁にみられる
- 急におびえたり、恐ろしがったりする
- 食欲の変化が激しく、摂食障害がみられる
- 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる
- 自由に使えるお金がないと訴える
- 預貯金などが勝手に使われると訴える
- 住環境が極めて不衛生になっている
- 衣服などが汚れたままの場合が多くなる



家族・介護者からみられるサイン

- 高齢者に対する冷たい態度や無関心さがみられる
- 介護方法や接し方について、他人の助言を聞き入れない
- 医師や介護サービスの担当者に会いたがらない
- 長年にわたる介護に疲れが感じられる
- 追い詰められている様子がみられる

地域での虐待の兆候やサインをつかみましょう

- 怒鳴り声、悲鳴、物が投げられる音がする
- 天気が悪くても、外にいる姿がしばしばみられる
- 最近、姿を見かけない
- 近所付き合いをしたがらない、訪問しても嫌がる、拒否する
- 電気メーターが止まっている、水道・ガスなどが止められている
- 家族と同居しているのにコンビニなどで頻繁に弁当を買っている
- 住居や庭の手入れがされていない
- 郵便受けが、新聞や郵便物で一杯になっている



◆ 高齢者虐待の背景には・・・

虐待が起きる背景はさまざまで、いくつかの要因が複雑にからみ合っていることがあります。

介護疲れ

介護負担が重くなると介護疲れでストレスが増大し、虐待の要因となることがあります。

また、介護に対する理解や技術がないため、十分な介護ができないことも要因に。

認知症への不十分な理解

介護者が認知症を理解していない、認知症を受け入れられないことから、高齢者の混乱した行動や言葉に対して叱責する。

高齢者と介護者の人間関係

両者の性格やもとの人間関係の悪さ。

介護者の心身状態

介護者が体調不良である、アルコールへの依存など精神的に不安定な状態。

経済的な問題

経済状態が苦しい、または高齢者の年金に依存した生活状態が続いている。

「これって虐待かな・・・？」と感じたら…

この頃ケガやアザが多いね…

家にいたくないようだね…

最近あまり姿を見かけないね？

あまり食べさせてもらっていないらしいよ

何かいつもおびえているようだね…



皆さんのまわりで「虐待かな？」と思うことや、お困りのことはありませんか？
どんな小さなことでも一人で悩まず、下記の相談窓口へご相談ください。

【高齢者虐待に関する相談・連絡窓口】

- ◎ 釧路市介護高齢課高齢福祉係・・・・・・・・・・0154-23-5185
- ◎ 釧路市阿寒地域包括支援センター・・・・・・・・・・0154-66-1234
- ◎ 釧路市音別地域包括支援センター・・・・・・・・・・01547-9-5252
- ◎ 釧路市西部地域包括支援センター・・・・・・・・・・0154-55-2666
- ◎ 釧路市中部北地域包括支援センター・・・・・・・・・・0154-36-1233
- ◎ 釧路市中部南地域包括支援センター・・・・・・・・・・0154-24-1102
- ◎ 釧路市東部北地域包括支援センター・・・・・・・・・・0154-42-0600
- ◎ 釧路市東部南地域包括支援センター・・・・・・・・・・0154-42-8222

高齢者と医療費

区 分		後期高齢者医療制度による給付	重度心身障がい者医療助成 (所得制限あり)
対象となる世帯	共通する要件	■ 釧路市に住民登録をしている方 ■ 生活保護を受けていない方	
	制度ごとの対象要件	■ 75 歳以上の方 ■ 65～74 歳で一定の障がいのある方 - 身体障害者手帳 1～3 級か 4 級の一部の交付を受けた方または障害年金 1・2 級に該当する方 - A 判定の療育手帳をお持ちの方 - 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の交付を受けた方	■ 健康保険に加入している方 (65 歳以上の方は後期高齢者医療保険に加入している方) ■ 身体障害者手帳の 1・2 級及び 3 級の一部(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫、肝臓の機能障がい)の交付を受けた方 ■ 重度の知的障がいのある方 ■ A 判定の療育手帳をお持ちの方 ■ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けた方
助成内容等		■ 保険診療の総医療費から一部負担(1 割～3 割)を控除した分を給付します。	■ 住民税非課税世帯の方は、自己負担額を助成します。 ■ 住民税課税世帯の方は、自己負担分から総医療費の 1 割相当額を除いた分を助成します。(ただし、自己負担額は、入院と外来がある場合は 57,600 円、外来のみの場合は 18,000 円が月額上限) ※精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けた方は、入院医療は助成対象となりません。
手続きに必要なもの		■ 75 歳になる方は手続きの必要はありません。 ■ 65～74 歳の方 - 健康保険の加入を証する書類等 - 障がいの程度を証明するもの(身体障害者手帳・療育手帳・障害年金証書・精神障害者保健福祉手帳など) - 特定疾病療養受療証(お持ちの方)	- 健康保険の加入を証する書類等 - 障がいの程度を証明するもの(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など) - 特定疾病療養受療証(お持ちの方)

※ 転入された方について、前住所地からの住民税所得(課税)証明書、住民税特別徴収税額の決定通知書、住民税納税通知書のいずれか 1 点が必要となる場合があります。

該当される方は、事前に下記までお問い合わせください。

● お問い合わせ先

医療年金課 医療給付係 ☎0154-31-4526

◆ 医療費が高額になったら(高額療養費)

1ヶ月の医療費の自己負担額が、自己負担限度額を超えた場合は、申請によって超えた額が高額療養費として支給されます。申請手続きは、加入している医療保険(被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度)の担当で行います。

国民健康保険の被保険者の方：国民健康保険課 保険係 ☎0154-31-4527

後期高齢者医療制度の被保険者の方：医療年金課 医療給付係 ☎0154-31-4526

◆ 医療と介護の両方を合わせた負担額が高額になったら

医療費の自己負担額と介護保険サービス、介護予防・生活支援サービス事業(住民等主体の通所サービス、短期集中予防サービスを除く)の利用料の自己負担額には、それぞれ1ヶ月の限度額が設けられています。更に、それらを合算して下表の限度額を超えたときは、申請することで超えた額が支給されます。世帯の中に同じ健康保険をお使いの方がいる場合、その方の自己負担額も合算します。

所得区分		限度額
課税所得 690 万円以上		212 万円
課税所得 380 万円以上 690 万円未満		141 万円
課税所得 145 万円以上 380 万円未満		67 万円
一 般 II		56 万円
一 般 I		
住民税非課税世帯	区分 II	31 万円
	区分 I	19 万円

※ 支給額は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年分の負担額により計算され、所得区分は7月31日時点の所得区分が適用されます。

- ◎ 一般 II～住民税の課税所得が28万円以上ある医療保険加入者がいる場合に「年金収入＋年金以外の合計所得金額」が、被保険者が1人の世帯→200万円以上、被保者が2人以上の世帯→320万円以上の方
- ◎ 一般 I～上記以外の方
- ◎ 区分 II～世帯全員が住民税非課税で「区分 I」に該当しない方
- ◎ 区分 I～世帯全員が住民税非課税で世帯全員が所得0円の方(公的年金収入のみの場合、受給額80万円以下の方)または、老齢福祉年金受給の方

※ 世帯内に介護サービスの利用者が複数いる場合は、介護分の限度額が31万円となります。

後期高齢者医療制度に加入されている方は、支給の対象になる方に個別に通知されます(対象期間終了の翌年3月下旬)。

後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している方は21ページをご覧ください。

● 問い合わせ先

後期高齢者医療制度に関すること

医療年金課 医療給付係 ☎0154-31-4526

税金の控除について

◆ 医療費控除

ご本人やご本人と生計を一にする配偶者その他親族のため、その年中に医療費を支払った場合、支払った医療費の合計額が10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額を超えた場合、その超えた金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

※ 生命保険や各種健康保険から支給される保険金(補てん金)は支払った医療費から差し引きます。

※ 予防接種料、文書料などは一部の場合を除き医療費控除の対象外となりますのでご注意ください。

《医療費控除の対象となる介護保険サービス》

控除の対象となる医療費については、サービス事業者などが発行する領収書に記載されることとなっています。

控除の対象となるサービスの詳細については以下のとおりです。

施設サービス	施設名	医療費控除の対象となるもの	医療費控除の対象外となるもの
	指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価 (介護費、食費及び居住費)として支払った額の2分の1に相当する金額	① 日常生活費(注) ② 特別なサービス費
	介護老人保健施設	施設サービスの対価 (介護費、食費及び居住費)として支払った額	
	指定介護療養型医療施設 (療養型病床群等)		
	介護医療院		

(注)「日常生活費」…理美容代やその他施設サービスなどにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものの費用で、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

	控除対象の内容	居宅サービスの種類
居宅サービス	医療費控除の対象となる居宅サービス①	訪問看護、介護予防訪問看護
		訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
		居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
		短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る)

		看護・小規模多機能型居宅介護 (前ページ①の居宅サービスを含む組み合わせにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限る)
居宅サービス	前ページ①の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス②	訪問介護(生活援助中心型を除く)、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護(平成30年3月末まで)
		訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
		通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防通所介護(平成30年3月末まで)、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
		短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る)
		看護・小規模多機能型居宅介護 (前ページ①の居宅サービスを含まない組み合わせにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限る)
		地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除く)
		地域支援事業の通所型サービス(生活援助中心のサービスを除く)

《医療費控除の対象外となる介護保険サービス》

	控除対象の内容	居宅サービスの種類
居宅サービス	医療費控除の <u>対象外</u> となる居宅サービス③	訪問介護(生活援助中心型)
		認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)
		介護予防認知症対応型共同生活介護
		特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)
		地域密着型特定施設入居者生活介護
		介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護
		福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与
		看護・小規模多機能型居宅介護(生活援助中心型の訪問介護の部分)
		地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービス)
		地域支援事業の通所型サービス(生活援助中心のサービス)
		地域支援事業の生活支援サービス

※ サービスの自己負担分が対象となりますが、高額介護サービス費として払戻しを受けた場合は、支払った金額から高額介護サービス費を差し引いた残りの額が対象となります。

※ 交通費のうち、通所リハビリテーションや、短期入所療養介護を受けるため、介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ通う際に支払う費用で、通常必要なものは医療費控除の対象となります。

※ 上記②の居宅サービス(前ページ①の居宅サービスと併せて利用しない場合に限ります。)または、上記③の居宅サービスにおいて行われる介護福祉士などによる喀痰吸引などの対価(居宅サービスの対価として支払った額の10分の1に相当する金額)は、医療費控除の対象となります。

● 医療費控除に関する問い合わせ先

釧路税務署
市民税課 市民税係

☎0154-31-5100
☎0154-31-4514

◆ 医療費控除の対象となるおむつ代

おおむね 6 ヶ月以上寝たきりかつ医師の治療を受けている場合で、おむつを使う必要があると認められるときや、尿失禁の対応としてカテーテルを使用しているときには、おむつ代が医療費控除の対象となります。

おむつ代の医療費控除を受けるためには、確定申告の際に「確認書」が必要ですが、発行できるのは、次の項目すべてに該当する方です。

- ① 介護保険の要介護認定を受けていること。
(1 年目は有効期間が 6 ヶ月以上、2 年目は有効期間が 1 3 ヶ月以上)
 - ② 主治医意見書で寝たきり状態が確認できること、及び尿失禁への対応としてのカテーテルの使用又は尿失禁の発生もしくは尿失禁の可能性があることが確認できること。
- ※ なお、令和 5 年分以前の 1 年目の証明は、今までどおり医師が発行する「おむつ使用証明書」となります。

● 確認書に関する問い合わせ先
介護高齢課 介護認定係

☎0154-31-4597

◆ 障害者控除

- 1) 納税者本人が障がい者の場合又は扶養親族(配偶者・16 歳未満の年少扶養親族を含む)に障がい者がいる場合、申告をすることにより、所得から次の額が控除され、住民税(所得税)が軽減されます。※該当の有無については市民税課市民税係までお問い合わせください。

区 分	障害者控除の内容		対 象	申告受付窓口
所得税	障害者控除	所得税 27 万円	- 身体障害者手帳(3 級～6 級) - 精神障害者保健福祉手帳(2 級～3 級) - 知的障害者(療育 B)	所得税については 釧路税務署 ☎0154-31-5100
		住民税 26 万円		
住民税	特別障害者控除	所得税 40 万円 (同居の場合 75 万円)	- 身体障害者手帳(1 級～2 級) - 精神障害者保健福祉手帳(1 級) - 知的障害者(療育 A)	住民税については 釧路市役所 市民税課 市民税係 ☎0154-31-4514
		住民税 30 万円 (同居の場合 53 万円)		

- 2) 65 歳以上の要介護認定(要支援は除く)を受けている方で、障害者又は特別障害者控除対象者に準ずると市が審査・認定した方には、所得税や住民税の控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

※ 障害者控除の対象となる各種障害者手帳の交付を受けている方で、要介護区分により、特別障害者控除対象者に認定される場合がありますので、介護高齢課までお問い合わせください。

※ 要介護認定を受けている方の心身の状態により、各種障害者手帳の交付を受けられる場合があります。

障害者手帳の交付につきましては、障がい福祉課までお問い合わせください。

● 認定書に関する問い合わせ先

障がい福祉課 障がい福祉係

☎0154-31-4537

介護高齢課 介護認定係

☎0154-31-4597

◆ その他の控除

医療費控除や障害者控除のほかに、その年中に支払った介護保険料、国民健康保険料、国民年金保険料、生命保険料などが税の控除対象となります。

● 税控除に関する問い合わせ先

釧路税務署

☎0154-31-5100

市民税課 市民税係

☎0154-31-4514

郵便などによる不在者投票の対象者

郵便などによる不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次の様な障がいのある方(○印の該当者)、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護 5」の方に認められています。

	障がい名	障がいの程度			備 考
		1 級	2 級	3 級	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○		手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、釧路市の選挙管理委員会にお問い合わせください。
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○	
	免疫、肝臓の障がい	○	○	○	

	障がい名	障がいの程度				備 考	介護保険の被保険者証 要介護状態区分
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症		
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	○	○	○		手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、釧路市の選挙管理委員会にお問い合わせください。	要介護 5
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○		

◆ 郵便などによる不在者投票の手続き

郵便などによる不在者投票の際には「郵便等投票証明書」が必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。

詳しくは釧路市選挙管理委員会 ☎0154-23-5151 内線 5321 まで

